

府子本第146号
令和4年2月18日

各 都道府県知事 殿

内閣総理大臣

「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正について

平成28年7月20日付けで「平成28年度子ども・子育て支援交付金の交付について」（府子本第474号）を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり、一部改正し、令和4年2月8日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

子ども・子育て支援交付金交付要綱新旧対照表

改正後					現行						
別紙 子ども・子育て支援交付金交付要綱 第1条～第13条 (略)					別紙 子ども・子育て支援交付金交付要綱 第1条～第13条 (略)						
別紙					別紙						
1事業	2区分	3基準額		4対象経費	5負担割合	1事業	2区分	3基準額		4対象経費	5負担割合
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
一時預かり事業	一時預かり事業(一般分)	1 運営費 (1)～(5)(略) <u>(6) 新型コロナウイルス感染症特例型</u> <u>ア 利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に、当該施設に支給される子どものための教育・保育給付に応じて、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号、同法第29条第3項第1号又は同法第30条第2項第3号、第4号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定される金額(児童1人当たり月額)</u> <u>※ 月途中で利用を開始、又は利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては、公定価格の算定の例によること。</u> イ <u>アの場合以外の児童の場合(児童1人当たり月額)</u> 4,620円 ウ <u>地域子育て支援拠点その他の場所(公民館、児童館等)において、新型コロナウイルス感染症特例型のみを実施する場合(1箇所当たり月額)</u> 446,000円加算 <u>※ イの基準額に加算する。</u> <u>※ 新型コロナウイルス感染症特例型を月途中から開始(又は終了)した場合は、開始(又は終了)月は1月とカウントして基準額を算出すること。</u>		(略)	国 1/3 [都道府県 1/3] [市町村 1/3]	一時預かり事業	一時預かり事業(一般分)	1 運営費 (1)～(5)(略) <u>(新設)</u>	(略)	国 1/3 [都道府県 1/3] [市町村 1/3]	
		2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1) 改修費等 4,000,000円 (2) 礼金及び賃借料(開設前月分) 600,000円						2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1) 改修費等 4,000,000円 (2) 礼金及び賃借料(開設前月分) 600,000円			
		※ (1)(2)とも令和3年度に支払われたものに限る。 <u>※ (1)は新型コロナウイルス感染症特例型を除く。</u> ※ (2)は一般型に限る。						※ (1)(2)とも令和3年度に支払われたものに限る。 <u>※ (新設)</u> ※ (2)は一般型に限る。			

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

市町村名

Table with columns: 事業名, 総事業費, 寄付金その他の収入予定額, 差引額, 対象経費の支出予定額, 国庫補助基準額, 運定額, 国庫補助基本額, 国庫補助所要額. Includes sections for 特定分, 一般分, 利用者支援事業, 放課後児童健全育成事業, etc.

現行

別表1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

市町村名

Table with columns: 事業名, 総事業費, 寄付金その他の収入予定額, 差引額, 対象経費の支出予定額, 国庫補助基準額, 運定額, 国庫補助基本額, 国庫補助所要額. Includes sections for 特定分, 一般分, 利用者支援事業, 放課後児童健全育成事業, etc.

改正後

(記入上の注意)
1. 欄には、交付事業の別記の第3欄に定める基準額を記入すること。
2. 欄には、交付事業の別記の第4欄に定める基準額を記入すること。
3. 欄には、欄の欄に1/3(利用者支援事業の場合は2/3、多様な事業者の参入促進・能力活用事業の多子世帯保育料負担軽減支援の場合は1/2)を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。)を記入すること。
4. これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表1(別葉)

事業名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
特別措置分(1)	円	円	(-) 円	円	円	円	円	円
放課後児童健全育成事業								
子育て援助活動支援事業								
特別措置(1)分計								1/3

(記入上の注意)

1. 特別措置分(1)表には、特別措置分のうち、1.放課後児童健全育成事業及び2.子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)について記入すること。
2. 欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
3. 欄は、欄、欄及び、欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
4. 欄には、欄の額を記入すること。
5. 欄には、欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

現行

事業名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
特別措置分(2)	円	円	(-) 円	円	円	円	円	円
利用者支援事業								
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
病児保育事業								
子育て援助活動支援事業								1/3
特別措置分(2)計								1/3

(記入上の注意)

1. 特別措置分(2)表には、特別措置分のうち、3.利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)・新型コロナウイルス感染対策支援事業及び4.利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業)に付して記入すること。
2. 欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
3. 欄は、欄、欄及び、欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
4. 欄には、欄の額を記入すること。
5. 欄には、欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

改正後

(略)

事業名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額 (-)	対象経費の支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
.特別措置分(3)								
利用者支援事業								
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
病児保育事業								1/3
子育て援助活動支援事業								1/3
特別措置分(3) 計								1/3
特別措置分小計								
総合計								

現行

- (記入上の注意)
- 特別措置分(3)表には、特別措置分のうち、利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業(令和3年度補正予算)及び利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業(CT化推進事業(令和3年度補正予算)について)記入すること。
 - 欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
 - 欄は、欄及び欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
 - 欄には、欄の額を記入すること。
 - 欄には、欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
 - 「特別措置分(3)計」欄には、別表1(別業)の「特別措置分(1)計」欄、「特別措置分(2)計」欄及び「特別措置分(3)計」欄の額を合計した額を記入すること。
 - 「総合計」欄には、別表1の合計欄と、別表1(別業)の「特別措置分(小計)欄」の額を合計した額を記入すること。

改正後

(略)

改正後

1.利用者支援事業 ~ 10.地域子育て支援拠点事業

(略)

現行

1.利用者支援事業 ~ 10.地域子育て支援拠点事業

(略)

別表2

11.一時預かり事業

類型	4/9/9	3/9/9 支出不足額	3/9/9 赤字額
1.一般型(一般分)	0	0	0
2.一般型(その他分)	0	0	0
3.幼稚施設型	0	0	0
4.小規模型	0	0	0
5.常設型	0	0	0
6.固定施設型	0	0	0
小計(1~6)	0	0	0
小計(3+4)	0	0	0
小計(1~6)	0	0	0
合計(1~7)	0	0	0

(記入上の注意)

①、②の欄には「(1)一般型(一般分)」「(1)一般型(その他分)」「(2)幼稚園型」「(4)専任型」「(5)専任型」に該当する種別計額の金額を記入すること。

平成14年

現行

改正後

別表2

11.一時預かり事業

類型	4/9/9 ①	3/9/9 支出不足額 ②	3/9/9 赤字額 ③
1.一般型(一般分)			
2.一般型(その他分)			
3.幼稚園型			
4.小規模型			
5.常設型			
6.固定施設型			
7.常設型(4/9/9)			
小計(1~6)	0	0	0
小計(3+4)	0	0	0
合計(1~7)	0	0	0

(記入上の注意)

①、②の欄には「(1)一般型(一般分)」「(1)一般型(その他分)」「(2)幼稚園型」「(3)幼稚園型」「(4)専任型」「(5)専任型」「(6)常設型」「(7)常設型(4/9/9)」に該当する種別計額の金額を記入すること。

平成14年

改正後

(1)一般型(一般分) ~ (5)居宅訪問型

(略)

改正後

現行

(1)一般型(一般分) ~ (5)居宅訪問型

(略)

現行

(新設)

(6) 新型コロナウイルス感染症特例型

名称	設置主体	実施場所	事業実施 月数	利用児童数(月延べ児童数)			以外の対 象乳幼児	地域子育て支援拠点その他の 場所において「児童・ユウチカ 」を実施 している施設のみを算入 する。	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
				1号認定	2号認定	3号認定				
1										
2										
3										
4										
5										
計										

(記入上の注意)

1. 欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
2. 欄は、「保育所」「新制度幼稚園」「新制度幼稚園以外」「認定こども園」「地域型保育事業所」「特別保育施設」「地域子育て支援拠点その他の場所」のいずれかを記入すること。
3. 欄は、月途中開始(又は終了)の場合は1月未満の部分については切り上げた値を記入すること。
4. ~ 欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月未満の場合でも1人とカウントすること。)
(例) 4月14日~7月31日の間利用した児童 4月: 5月、6月及び7月の4ヶ月間に渡って利用していることから「4人」と記入
5. 欄は、地域子育て支援拠点その他の場所において、「新型コロナウイルス感染症特例型のみを実施する場合」を記入すること。

改正後	現行
<p data-bbox="118 240 1157 272">12. 病児保育事業 ~ 13. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p data-bbox="118 305 1157 394">1. 放課後児童健全育成事業(1)新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業 ~ 6. 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業ICT化推進事業(令和3年度補正予算分)</p> <div data-bbox="490 448 785 618" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 127px; height: 105px; margin: 20px auto;"> <p data-bbox="571 500 704 570" style="font-size: 24px;">(略)</p> </div>	<p data-bbox="1157 240 2200 272">12. 病児保育事業 ~ 13. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p data-bbox="1157 305 2200 394">1. 放課後児童健全育成事業(1)新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業 ~ 6. 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業ICT化推進事業(令和3年度補正予算分)</p> <div data-bbox="1531 448 1826 618" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 127px; height: 105px; margin: 20px auto;"> <p data-bbox="1612 500 1745 570" style="font-size: 24px;">(略)</p> </div>

別表1

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金精算書

市町村名

事業名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の戻金支出額	国庫補助 返還額	還付額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助 交付決定額	国庫補助 未入済額	差引 不足額
特定分											
延長保育事業											
放課後児童健全育成事業											
病児保育事業											
事業費合計											
低所得者減免分加算合計											
特定分計											
一般分											
利用者支援事業											
基本型及び特定型											
母子保健型											
実費徴収に係る補正給付を行う事業											
日用品・文房具費等(教育・保育給付認定保護者)											
副食材料費(施設等利用給付認定保護者)											
多様な事業者の参入促進・能力活用事業											
新規参入施設等への巡回支援											
認定こども園特別支援教育・保育給費											
認定こども園特別支援教育・保育給費											
多子世帯保育料負担軽減支援											
放課後児童健全育成事業											
子育て短期支援事業											
短期入所生活援助事業											
夜間看護等事業											
乳児家庭全戸訪問事業											
育児支援訪問事業											
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業											
地域子育て支援拠点事業											
一時預かり事業											
一般型・余給活用型及び居宅訪問型											
幼稚園型 及び幼稚園型											
病児保育事業											
子育て援助活動支援事業											
一般分計											
その他分											
放課後児童健全育成事業											
一時預かり事業											
その他分計											
合計											

〔記入上の注意〕

- 欄には、交付要領の別添第3欄に定める算額を記入すること。
- 欄には、欄の額を記入すること。
- 欄には、欄の額を記入すること。
- 欄には、欄の額に1/3(利用者支援事業の場合は1/2、多様な事業者の参入促進・能力活用事業の多子世帯保育料負担軽減支援の場合は1/2)を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 欄の合計は、各欄の額の配分の要を行った上で過剰額(返納額)がある場合は当該金額を、それ以外の場合は「0」を記入すること。なお、経費の配分の要に当たっては、「特定分」の区分を勘定して配分の要を行うことではあるが、ここでは記載すること。

改正後

現行

別表1

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金精算書

市町村名

事業名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の戻金支出額	国庫補助 返還額	還付額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助 交付決定額	国庫補助 未入済額	差引 不足額
特定分											
延長保育事業											
放課後児童健全育成事業											
病児保育事業											
事業費合計											
低所得者減免分加算合計											
特定分計											
一般分											
利用者支援事業											
基本型及び特定型											
母子保健型											
実費徴収に係る補正給付を行う事業											
日用品・文房具費等(教育・保育給付認定保護者)											
副食材料費(施設等利用給付認定保護者)											
多様な事業者の参入促進・能力活用事業											
新規参入施設等への巡回支援											
認定こども園特別支援教育・保育給費											
認定こども園特別支援教育・保育給費											
多子世帯保育料負担軽減支援											
放課後児童健全育成事業											
子育て短期支援事業											
短期入所生活援助事業											
夜間看護等事業											
乳児家庭全戸訪問事業											
育児支援訪問事業											
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業											
地域子育て支援拠点事業											
一時預かり事業											
一般型・余給活用型及び居宅訪問型											
幼稚園型 及び幼稚園型											
病児保育事業											
子育て援助活動支援事業											
一般分計											
その他分											
放課後児童健全育成事業											
一時預かり事業											
その他分計											
合計											

- 記入上の注意)
- 欄には、交付要領の別添第3欄に定める算額を記入すること。
- 欄には、欄の額を記入すること。
- 欄には、欄の額を記入すること。
- 欄の合計は、各欄の額の配分の要を行った上で過剰額(返納額)がある場合は当該金額を、それ以外の場合は「0」を記入すること。なお、経費の配分の要に当たっては、「特定分」の区分を勘定して配分の要を行うことではあるが、ここでは記載すること。

別表1(別業)

事業名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入済額	差引過不足額
・特別措置分(1)											
放課後児童健全育成事業	円	円	(-)	円	円	円	円	円	円	円	(-)
子育て援助活動支援事業											
特別措置(1)分計								1/3			

(記入上の注意)

- 特別措置分(1)表には、特別措置分のうち、1.放課後児童健全育成事業及び、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)について記入すること。
- 欄には、交付要綱の別添の第3欄に定める基準額を記入すること。
- 欄は、欄、欄及び欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 欄には、欄の額を記入すること。
- 欄には、欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

現行

事業名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入済額	差引過不足額
・特別措置分(2)											
利用者支援事業		円	(-)	円	円	円	円	円	円	円	(-)
延長保育事業											
放課後児童健全育成事業											
子育て短期支援事業											
乳児家庭全戸訪問事業											
養育支援訪問事業											
地域子育て支援拠点事業											
一時預かり事業											
育児保育事業											
子育て援助活動支援事業											
特別措置分(2)計								1/3			

(記入上の注意)

- 特別措置分(2)表には、特別措置分のうち、3.利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、育児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)、新規コトウケルス感染対策支援事業及び4.利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、ICT化推進事業)について記入すること。
- 欄には、交付要綱の別添の第3欄に定める基準額を記入すること。
- 欄は、欄、欄及び欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 欄には、欄の額を記入すること。
- 欄には、欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

改正後

(略)

事業名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (-)	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入済額	差引 過不足額 (-)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
・特別措置分(3)											
利用者支援事業											
延長保育事業											
放課後児童健全育成事業											
子育て短期支援事業											
乳児家庭全戸訪問事業											
養育支援訪問事業											
地域子育て支援拠点事業											
一時預かり事業											
病児保育事業											
子育て援助活動支援事業											
特別措置分(3) 計											
特別措置分小計							1/3	1/3			
総 合 計											

現行

- (記入上の注意)
- 特別措置分(3)表には、特別措置分のうち、3.利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリーサポーターセンター事業)、新規コロナウイルス感染症対策支援事業(令和3年度補正予算)及び利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、IC化推進事業(令和3年度補正予算)について記入すること。
 - 欄には、交付要綱の別添の第3欄に定める基準額を記入すること。
 - 欄は、欄、欄及び欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
 - 欄には、欄の額を記入すること。
 - 欄には、欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
 - 「特別措置分小計」欄には、別表1(別業)の「特別措置分(1)計」欄、「特別措置分(2)計」及び「特別措置分(3)計」欄の額を合計した額を記入すること。欄には、各事業別の経費の配分の変更を行った上で過剩額(返却額)がある場合は当該金額をそれ以外の場合は0を記入すること。なお、経費の配分の変更に当たっては、「特別措置分」の区分を替えて配分の変更を行うことはできないことに留意すること。
 - 「総合計」欄には、別表1(別業)の「特別措置分小計」欄の額を合計した額を記入すること。

改正後

(略)

改正後

1.利用者支援事業 ~ 10.地域子育て支援拠点事業

(略)

現行

1.利用者支援事業 ~ 10.地域子育て支援拠点事業

(略)

現行

別添2

11.一時預かり事業

類型	入居費 ①	滞居費等の 未払予定額 ②	滞居費助 金率額 ③
1.一般型(一般型)			
2.一般型(その他型)			
3.特別型1			
4.特別型2			
5.特別型3			
6.居宅型等型			
合計1+2+3+4+5+6	0	0	0
合計3+4	0	0	0
合計1+6	0	0	0

(記入上の注意)

1.①の欄には「(1)一般型(一般型)」「(1)一般型(その他型)」「(3)特別型1」「(4)特別型2」「(5)特別型3」「(6)居宅型等型」にのみ該当する種類の金額を記入すること。

申請日 年 月 日



改正後

別添2

11.一時預かり事業

類型	入居費 ①	滞居費等の 未払予定額 ②	滞居費助 金率額 ③
1.一般型(一般型)			
2.一般型(その他型)			
3.特別型1			
4.特別型2			
5.特別型3			
6.居宅型等型			
7.特別型1+2+3+4+5+6(合計)	0	0	0
合計3+4	0	0	0
合計1+6	0	0	0

(記入上の注意)

1.①の欄には「(1)一般型(一般型)」「(1)一般型(その他型)」「(3)特別型1」「(4)特別型2」「(5)特別型3」「(6)居宅型等型」にのみ該当する種類の金額を記入すること。

申請日 年 月 日

改正後

(1)一般型(一般分) ~ (5)居宅訪問型

(略)

改正後

現行

(1)一般型(一般分) ~ (5)居宅訪問型

(略)

現行

(新設)

(6) 新型コロナウイルス感染症特例型

名称	設置主体	実施場所	事業実施 月数	利用児童数(月延べ児童数)			以外の 対象乳幼 児	地域子育て支援拠点の 他の場所において、新設コ ロonavirus感染症特例型 のみを実施 している施設	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
				1号認定	2号認定	3号認定				
1										
2										
3										
4										
5										
計										

(記入上の注意)

- 欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- 欄は、「保育所」「新制度幼稚園」「新制度幼稚園以外」「認定こども園」「地域型保育事業所」「特別保育施設」「地域子育て支援拠点その他の場所」のいずれかを記入すること。
- 欄は、月途中開始(又は終了)の場合は1月末満の部分については切り上げた値を記入すること。
- 欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月末満の場合でも1人とカウントすること。)
(例) 4月14日～7月2日の間利用した児童 4月、5月、6月及び7月の4ヶ月間に渡って利用していることから「4人」と記入
- 欄は、地域子育て支援拠点その他の場所において、新型コロナウイルス感染症特例型のみを実施する場合「」を記入すること。

改正後	現行
<p data-bbox="118 240 1157 272">12. 病児保育事業 ~ 13. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p data-bbox="118 305 1157 394">1. 放課後児童健全育成事業(1)新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業 ~ 6. 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業ICT化推進事業(令和3年度補正予算分)</p> <div data-bbox="490 448 785 618" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"> <p data-bbox="571 500 704 573">(略)</p> </div>	<p data-bbox="1164 240 2200 272">12. 病児保育事業 ~ 13. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p data-bbox="1164 305 2200 394">1. 放課後児童健全育成事業(1)新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業 ~ 6. 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業ICT化推進事業(令和3年度補正予算分)</p> <div data-bbox="1531 448 1826 618" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"> <p data-bbox="1612 500 1745 573">(略)</p> </div>